

## 第8回 国立市男女平等推進市民委員会

1. 日時 令和5年(2023年)3月27日(月)午後5時～7時
2. 場所 国立市役所 第1・2会議室
3. 出席者  
委員 7名 太田委員長、本田貴子副委員長、遠藤委員、齋藤美帆委員、本田恒平委員、  
山下委員、吉川委員  
事務局 5名(吉田市長室長、鈴木係長、金田係長、岩元主任、西村主事)

【太田委員長】 第8回男女平等推進市民委員会を開催します。配付資料の確認をお願いします。  
(配布資料確認)

【太田委員長】 本日の審議内容について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 本日は健康まちづくり戦略室へのヒアリングを予定していましたが、延期になりました。市民意識調査の議題と、女性支援に関する議題について遠藤委員からご説明いただきながら行います。

【太田委員長】 市民意識調査について審議します。ページごとに事務局からご説明いただき、委員の皆様からご意見をいただくという進め方をお願いします。

【事務局】 まず表紙です。タイトルは、前回「多様な性と人権に関する市民意識調査」としていたのを「ジェンダー平等に関する市民意識調査」にしています。ジェンダー平等とは何かという方もいらっしゃると思いますので、次のページでジェンダー平等の説明を入れています。

こちらの調査はおおむね15分弱で回答できると想定しています。設問数も時間も前回の半分ぐらいで、回答しやすくなっていると思います。表紙には、パラソルのキャラクターの、クニコーン、パラソルちゃん、にじいろちゃんを掲載しています。

次のページで、調査の趣旨や案内を記載しています。

【本田貴子副委員長】 ジェンダー平等が分からない方向けに、次のページに書いてあるということですが、次のページのジェンダー平等の説明が字も小さくて、真ん中に埋もれていると見落とす人がいるのではないかと思いますので、表紙に持ってくるのはできないでしょうか。私たちはこういう会議の中でジェンダーという言葉も普通に見聞きしていますが、これを配布された市民の方には、ジェンダーというのを初めて聞く方もいるのではないかと思います。難しそうだと思ってやめられても困るので、イラストがせっかく優しい感じで描かれていて、興味を持って開いて字がいっぱいあるよりも、一番上にジェンダーとはというのが来たらいいと思いました。

【山下委員】 私も今の意見に賛成で、キャラクターがすごく目に入るので、キャラクターの吹き出しで「ジェンダー平等とは」と入れると分かりやすいと思います。

【太田委員長】 ぜひそうのご検討いただければと思います。

【齋藤美帆委員】 私も学校のチラシなどを作っていてQRコードを使うのですが、冊子の裏にあると見落としてしまいますので、回答方法も表紙にあったほうが良いと思います。表紙の交通整理が大変ですが、工夫はできるかなと思いました。

学校はアンケートが大好きなのでいろいろやっているのですが、5分以内に終わらないアンケートは回答率が低いです。大事なアンケートですが、10～15分をじっくり考えて集中力も持って回答できるかという疑問に思います。どの隙間の時間に回答するのかと考えると、10～15分は大き

いかなと思います。

【太田委員長】 全部回答しようと思うと10～15分ぐらいかかるということなので、それをあえて表紙に載せないか、あるいはもっと絞り込んで短く回答できるようにするというのでしょうか。

URLとQRコードを表紙に載せるといいのではないかというご意見でしたが、お問合せ先のところを圧縮すれば、スペースを取れそうな感じもしますが皆様いかがでしょうか。

【吉川委員】 吹き出しは1つでなくてもいいと思うので、ジェンダー平等とはこういうものだというのとは別に、ウェブでも回答できるという吹き出しで簡単に説明しておいて、次のページにQRが出てくるというのでもいいのかなと思います。

【太田委員長】 すばらしいアイデアだと思います。

【事務局】 そのように対応したいと思います。

【本田貴子副委員長】 表紙に入れる目安は、ページ数よりも設問数が妥当ではないでしょうか。

【事務局】 設問数のほうが分かりやすいので、そのようにしたいと思います。

【太田委員長】 所要時間については皆様いかがでしょうか。5分のほうが取り組みやすいと思いますが、「大切な調査ですので、ご協力をお願いします。」と赤字で書かれているように、市のジェンダー平等のために10～15分お時間をいただきたいとお願ひしたいと思いますが、いかがでしょう。

【齋藤美帆委員】 もどかしいところですが、致し方ない部分はあるかと思うので、よいと思います。

【太田委員長】 前回の調査に比べると中身もスリム化して、随分と取り組みやすい調査になっていると思いますが、様子を見ながら次回に向けて進めていければと思います。

【事務局】 問1についてです。前回の調査では、出生時の戸籍の性別を聞き、それから性自認について聞くという区分けで、出生時の戸籍の性別に基づいてクロス集計をしていました。今回は、性自認に基づいてクロス集計をするほうがよいだろうということで、そのようにしています。

ただ、性自認についてお伺いするといっても、ぴんとこない方も多くいらっしゃると思いますので、米印で「原則として戸籍上の性別を指します。戸籍上の性別と自認する性別が異なる場合は、自認する性別を指します。」という記載にしています。

「1. 女性、2. 男性、3. どちらともいえない」で、3のところは、ほかの自治体では「その他」としているところが多いですが、「その他」だと少し冷たいニュアンスを感じられる方もいらっしゃるので、「どちらともいえない」としています。

「回答しない」という選択については、ほかの設問にも共通することなので、1ページの調査の前文で、「お答えが難しい設問を除き、全ての設問への回答にご協力ください」として、回答したくなければしなくてよいとしています。

問2の年代は基本的に前回と同様ですが、前は70歳代以上の方の回答が多かったので、そこを細分化しています。

問3の同居家族は新しい設問で、事実婚パートナーや同性パートナーの辺りを調査してみたいというところ。事実婚の方や同性カップルの方で子どもがいるのかどうか、その割合についても分かるようになっています。

問4は、前回と同じく市内在住歴を聞いています。

問5も新しい設問で、国立市役所や旧国立駅舎など、市の関係施設などにどれぐらいの頻度で訪問しているかを聞いています。パラソルがこういった施設で展示をするとき、どの年代の方が利用する傾向があるのかを把握するための設問です。

【本田恒平委員】 母国語が日本語でない方もいらっしゃると思うので、同封するかどうかはさておき、QRコードで英語版を選択するという方法も用意するといいと思います。

問5のカ、キ、クの駅を使っているかどうかの設問は、何のためでしょうか。

【事務局】 今のところ、英語表記は考えていません。前回は日本語表記のみで、毎年政策経営課が実施している市政全般に関する意識調査でも英語版はありません。外国語しか分からない方とか、視覚しょうがいしゃの方とか、いろいろ想定はできますが対応できていないところです。

問5のカ、キ、クの駅については、例えばパラソルがよく旧国立駅舎で展示をするので、国立駅を利用している人の中で旧国立駅舎を利用している頻度はどのぐらいなのかを聞きたいということと、谷保駅、矢川駅では、パラソルの情報誌を配架していますので、その辺りで設問に入れています。

【事務局】 日本語が理解できる人しか答えられず、マジョリティ向けのものになってしまっているところは大きな課題だと思います。予算ということで対応できるのか、そういったところは課題として持ち帰りたいと思います。今回はこのままでの実施となります。

【太田委員長】 多文化共生については包括的に担当している部署がないというお話だったと思いますが、多言語対応を担当するとしたらこの部署になるのでしょうか。

【事務局】 まちの振興課が多文化共生を所管しています。ただし、外国籍の方のことは、生活上の課題だったり、福祉の面での課題だったり、言葉の問題だったり、幅広くありますので、福祉の所管でも外国籍の方に対応しています。一元という形になっていないのが課題です。

【山下委員】 問1の米印のところ、「原則として戸籍上の性別を指します。」と書かれた趣旨は、性自認が分からない方に向けてということですが、この一文は要らないのではないかと思います。性自認が分からない方は、戸籍の性別を選ぶので問題ないのではないかと。逆にトランスジェンダーの方が見たとき、まず「原則戸籍上の性別なのか」と思い、その次に「異なる場合は自認する性別か」となると、結局自認する性別を選びます。性自認という言葉が分からない人はスルーして次に行くと思いますし、この文は要らないのではないのでしょうか。

問3で戸籍上の性別を指しているのは、法律婚ができるかできないかで回答してもらいたいのだと思います。2は法律婚ができてしている方、3は法律婚をしようと思えばできるけど事実婚になっている方、4は法律婚がそもそもできない方という分け方なのかなと思います。そうしたら、戸籍上異性のパートナーか戸籍上同性のパートナーかを、選択肢の中に入れたほうがいいのではないかと思います。戸籍上は同性同士だけれども、自分たちとしては異性カップルと思っている人たちも、米印に行かずに、選択肢に直接書いてある方が分かりやすいと思います。3は「戸籍上異性のパートナーがいる」、4は「戸籍上同性のパートナーがいる」と。

【事務局】 問3については、そのようにしたいと思います。問1は、米印の「原則として戸籍上の性別を指します。」という一文を消すということによろしいですか。

【山下委員】 そうですね。その次の「戸籍上の性別と自認する性別が異なる場合は、自認する性別を指します。」だけ米印で書けば、みんな自認する性別で答えるので、それでいいかなと。

【事務局】 ここでは性自認を聞きたいのですが、「戸籍上の性別と自認する性別が異なる場合は、自認する性別を指します。」とだけ書いたとき、自認する性別とは何か分からない方は答えられるかなと思います。分からない方向けとして1文目に「原則として戸籍上の性別を指します。」を入れました。2文目は、性自認という言葉聞いたことがない方や意味が分からない方が、戸籍上の性別を書けばいいと思うかなという想定です。

【遠藤委員】 矛盾して読めて、読んだ人が迷うかなと思います。原則なのだから従わないといけないという印象がまず入った後に、自認でもいいと言われても、「どっちにするか」となってしまって、素直に書けない気がしました。だから、要らないかなと思います。

男性、女性、どちらともいえない、という順だったのを、女性を1番目に持ってきたのは中途半端で、どちらともいえないが1番で、2番女性、3番男性でもいいのではないかと思います。アンケートって一種の教育にもなるので、「え？」と思ってもらってもいいのではないかと思います。分かりやすいことは大事ですが、何のためにこのアンケートを取っているのかを考えてもらったほうがいい。戸籍上の性別ではなく性自認ということ意識した調査なのだと。どちらともいえないが最初に来たほうが、インパクトがあって刺激的でいいと思いました。

【齋藤美帆委員】 そうなると、問3も8番が1番に来ますか。1、2、3という数字があるから1が優先という印象があるのかなと思います。遠藤委員がおっしゃっていることは、よく分かります。

【遠藤委員】 確かにそうですね。

【齋藤美帆委員】 もう一つ、「戸籍上の異性のパートナー」と書きますか。それとも「戸籍上異性のパートナー」になりますか。

【事務局】 「戸籍上異性のパートナー」、「戸籍上同性のパートナー」というのが、すっきりするかと思います。

【齋藤美帆委員】 文法上は多分それが一番いいのですが、ぱっと見たときに戸籍上のパートナーがいるように見えると思います。そうすると米印で説明するほうがいいかなと思います。

【山下委員】 確かにそう考えると、戸籍上同性で社会生活上異性みたいな当事者の方は、この米印を見て、質問の趣旨は法律婚ができるかできないかの話だと分かるかなと。逆に、3と4に「戸籍上」と入ると、戸籍上のパートナーとは何かと立ち止まってしまうと思いました。

【本田恒平委員】 例えば「異性（戸籍上）」とか「パートナー（事実婚）」という方法もあるのかなと思いました。

あと、問1の米印については、私も最初の1文はなくても意味は通じるかなと思います。「自認する性別を指します」よりも、「自認する性別でお答えください」などがいいかなと思います。

【事務局】 そうすると、問1の米印は「戸籍上の性別と自認する性別が異なる場合は、自認する性別でお答えください。」ということですね。

【齋藤美帆委員】 問2の趣旨を教えてください。70歳代以上がたくさんいたので、細かくしたということですが、細かく区切ることでどのような分析するのでしょうか。

【事務局】 ほかの年代でも同じことが言えますが、例えば同性のパートナーがいるというところを選択した方が、20歳代、30歳代なら、ありそうだというのが、80歳代だと、その年代までいるのかとなります。もともとは70歳代以上と区切っていましたが、そこが人数として多いのであれば、より細かく区切ったほうがその違いが表れるというところです。

【齋藤美帆委員】 年代の違いで施策が何か変わるのか、アンケートを取った数字のその先の目的みたいなものがあるのでしょうか。設問が多いので、深い意図があるのであれば区切ってもいいとは思いますが、70歳代が多くて細かく区切らないといけないのはなぜなのかなと。

【事務局】 10歳単位でもいいのですが、20歳代前半と20歳代後半で、有意な差が現れるとしたら、それはこの5年間で学校教育が大きく変わったとか、そういうことの把握にもつながりますので、そういった意味から5歳単位としているところです。

【齋藤真希委員】 多分どちらでもいいのだと思うのですが、前回の調査に合わせていいのかなと思います。前回は5歳区切りであれば、前回に合わせたほうが、推移が分かるのかなと思います。

【太田委員長】 ほかの調査に合わせるという意味でも、またデータは詳しいにこしたことはありませんので、このような内容でよろしいでしょうか。

【遠藤委員】 調査の対象年齢は何歳でしょうか。最近、15、16、17歳ぐらいから相談を受けることが多いので、17歳以下も調べたいと思っていました。

【事務局】 今回は18歳以上が対象です。選択肢では19歳未満となっていましたので、19歳以下に修正します。

【太田委員長】 若年層の意識調査については、別の機会にぜひと思います。

【事務局】 問6は、家庭生活、職場、学校教育の場などでの男女の地位が平等と認識しているかについての設問で、前回と同じです。この設問は、内閣府や東京都など多くの自治体で同じような設問が実施されていて、ほかの自治体と国立市の比較とか、国立市内での経年比較を主目的としていますので、設問の文言はあまり変えないほうが良いというところです。

問7も前回と同じ設問です。同性カップルの法的な婚姻や夫婦別姓について聞いていて、前回の調査との比較ができるところなので、文言はあまり変更しないほうが良いのではないかと、変えていません。

問8は、審議会の委員の男女比の数値目標をどうすべきなのかというところで、新しい設問です。現状の30%以上という区切りでいいのか、それより高くすべきなのか。数値目標は必要ないという回答も多くなりそうなので、次の計画の参考にしたいというところです。参考として、国立市、東京都、近隣4市の数値目標と現状を記載しています。

問9は、困難女性支援法ができたので、その辺りに関する設問です。経済的状況、子育て、家族の介護、性被害などについて、直近3年以内に困難な問題を抱えたことがあるかを聞いています。大いにあるという方に対しては、公的な機関に相談したか、しなかったかを聞いています。

問10は、今までにそういった困難な問題を抱えたかどうかは別として、そういうことが仮にあったときに公的な機関に相談するとしたら、以下のことをどの程度必要に思うかというところで、土日の相談、メールの相談、LINEの相談、同性の職員への相談と入れています。

【本田恒平委員】 問6について、設問は前回から変わらないということで、変更は難しいところもあるかと思うのですが、「エ. 地域社会」と「ク. 社会全体」の違いが、自分で回答していて迷いました。想定しているものを事例として挙げたほうが、認識の齟齬がなく回答できるのかなと思います。社会全体が地域社会のことを指す人もいると思うので、何をもって設問を設けているのかというところを明確にしたほうが良いかなと思いました。

【太田委員長】 地域社会というと、私は住んでいるところの自治組織的なところを想定しますが、事務局のほうで想定がありましたら教えていただけますか。

【事務局】 自治会長が男性だとか、庶務を女性がやっていると、そういったことかと思えます。

【太田委員長】 そういう解釈がこの選択肢で共有できるかどうかというところですかね。全然違うことを想定して回答する人もいるかもしれないですが、いかがでしょうか。例えば地元の保育園とかあまりジェンダー平等でないと感じている方は、地域社会というところにそれを結びつける可能性もあると思います。この辺はむしろ、ざっくりした地域社会というくくりでいいということでもいいのかと思います。

【山下委員】 主観的なところを聞いているので、地域とはどういうエリアだろう、社会全体とはどういうエリアだろうということも、人それぞれかなど。感覚的なもので、地域と社会全体でどう思うかを答えていくのでもいいかなど。こちらから地域はこれ、社会はこれと限定してしまうと、逆に分かりづらくなるかもしれないと思います。

【本田貴子副委員長】 前回の報告書を見ると、町内会や自治会などの地域活動を自分が行うという回答が、女性と男性で分かれていて、今回その設問はないのですが、そこを意識しているのであれば、この地域社会のところは「町内会や自治会など」と書いてもいいのかなと思います。

【太田委員長】 地域社会という書き方ではなく、地域の活動という書き方にするとどうでしょうか。

【本田貴子副委員長】 地域の活動というと、また分からない人もいるのではないかなとも思います。若い方とシニアの方とで、地域の活動は全然違うイメージを持っていると思うので、ある程度限定して町内会や自治会というのでもいいのではないかなと思います。事務局の意図はいかがですか。

【事務局】 こちらの設問は主に、同じような設問で地域差を取りたいというのが趣旨だと思います。国立市だけ特別な限定をしてしまうと、その比較がしにくいので、東京都や内閣府の調査を確認して、同じような形で注釈などが入れられそうであれば入れたいと思います。

【太田委員長】 そのように対応していただくのがいいと思います。社会全体と地域社会の区別が付きづらいというご意見もありましたが、社会全体という項目は、全体として平等が達成されていると思うか思わないかを聞いているということでもよろしいでしょうか。

【事務局】 その通りです。

【太田委員長】 ほかの自治体の調査と比較できるようにするという前提もありますので、あまり大きくは変えないほうがいいのだろうと思います。

【山下委員】 問8で参考をつけたのはいいなと思いつつ、この表が選択肢のようにも見えるので、もう少し形を変えるとか、フォントを変えるとか、右に詰めるとかするといいと思います。先に目が行った結果、30%ぐらいだったらほかも皆そうだとか、誘導されてしまうかなど。世界的には30%どころではないのではとか、時系列的に見ると国立市は頑張ってきたとか、どこまで入れるかというのはあるにせよ、この情報だけポンと来ると、30%のままでもいいかなど誘導されかねないかなど少し心配でした。

【太田委員長】 この情報を載せている意図をご説明いただけますか。

【山下委員】 以前に私が、そういう情報があったほうがいと伝えたからなのですが、実際に入れた結果は、誘導されそうな感じでしたね。

【太田委員長】 調査の趣旨として、こういうことを知っていただいた上で意見を述べていただきたいということもあろうかと思いますが、情報があること自体はすごくいいことだと思います。見せ方を工夫していただければと思います。

【本田貴子副委員長】 国立市だけが目標値が30%で、もし私にこの調査が来たとしたら、何で国立市が30%なのかということもよく分からないので、ほかの市でも30%のところがあれば、もう一つぐらい30%のところを載せるとか、わざわざ国立市だけが最低みたいなものを載せなくてもいいのではないかなど思ったりします。ほかに30%のところはないのですか。

【事務局】 26市を見ますと30%のところもありますが、恣意的にピックアップしてくるよりは、東京都と隣接している4市で区切って、ほかの市は持ってこなかったというところですよ。

【太田委員長】 非常に合理的な選択で、この4市が選ばれたのだなと思います。全て国立市と接し

ている市ということですね。その中で国立市だけが30%という、目にした市民の方にもアピールできる情報かなとも思います。

【事務局】 問9のエの選択肢では「性被害（ストーカー被害を含む）」としていますが、性被害とストーカー被害は別物ですので、項目をもう1つ増やすか、性被害・ストーカー被害と書くのがいいか、ご意見をいただければと思います。

【遠藤委員】 オに「配偶者、パートナー、交際相手との人間関係」というのがあって、入れるとしたらそこに「…交際相手との人間関係（ストーカー被害を含む）」と入れるのがいいかなと思います。性被害でないとは言えないと思いますが、DV、ストーカーというふうに言うので。

【山下委員】 私も、性被害でないストーカー被害のほうがむしろ多いと思いますし、オのほうが自然かなと思います。

【太田委員長】 私はあまり詳しくないのですが、オに含まれる人間関係以外でのストーカー被害も生じるように思うのですが、そうすると、エとオの間に別で、ストーカー被害と入れてもいいのかなと思います。でも、加害者との関係に注目してデータを取りたいということであれば、オからクの間でそれぞれ対応するということにもなるかと思いますが。

【山下委員】 パートナーや交際相手ではなく、SNSで引っかかってストーキングされるということもあります。ただ、アからカまで親密な関係性から来て、キ、クで近隣、職場と広がっているので、パートナーや交際相手でない方からのストーカーもということであれば、クより後に来るでしょうし、かといってストーカーは、親密だった関係性で発生することもあるし、位置が悩ましいです。

【吉川委員】 ストーカー被害を含むというのを入れるとしたら、全部に（ストーカー被害を含む）として、この関係においてストーカー被害に遭ったことのあるなしになるのかなと。

【太田委員長】 問11に、配偶者、パートナー、交際相手との関係の暴力についての設問があって、そういった相手からのストーカー被害というのも入ってくると思います。問9のほうは、ストーカー被害に遭って非常に困難な状況にあったけれども、相談ができたのか、できなかったのかというところを把握したいと思うので、性被害に含めないのだとしたら、独立して立てるほうが、実態を正確に把握するにはいいのかなとも思います。

【齋藤美帆委員】 性被害も、近い人でない相手からの場合もありますよね。

【太田委員長】 「性被害・ストーカー被害」というのは、成立しないのでしょうか。

【山下委員】 並べて、どちらかに当てはまればというのはあり得るとは思います。何を聞きたいかによると思います。性的な被害とストーカー被害は、侵害されるものが違うといえは違うのですが、土壌は一緒です。

【遠藤委員】 住民票の非開示支援措置の該当項目に、DV、虐待、ストーカー、その他と4つあります。居所を特定させては危険だということでの分類で、警察や婦人相談所で非開示支援措置を受けます。安全性とか命の危険ということでは言うのであれば、DV、虐待、ストーカーという言い方になると思います。ストーカーの中身についてはいろいろありますが、命の危険を感じたことがあるみたいな分野を1つ設けて、そこにDV、虐待、ストーカーと、困難な問題をカテゴライズするということはあるかもしれない。

【太田委員長】 公的な機関に相談できるかどうか、できていないのならどうするということにつなげていくための設問なのだとしたら、例えば性被害についての相談窓口が今どんなふうに機能しているのかとか、虐待についてはどうか、それと並ぶ形で、ストーカーといっても性的なものではないよ

うなことについては、実は相談しにくいというような実態が、この設問を通じて見えてくるのであれば、次の対応につながりやすくなるかなと思います。DV、虐待、ストーカーとまとめるよりは、分けてもいいのかなという気がします。

性被害・ストーカー被害とまとめるのは避けたほうが良いと、意見が出ていたと思いますが、1つ設問が増えると、余計なコストが発生するとか集計が大変になるということはあるでしょうか。

【事務局】 特にありませんので、性被害とストーカー被害で別ということは大丈夫です。

【太田委員長】 虐待について、ここに含めるというのはいかがでしょう。家族の中であることが想定されるので、次の設問になるのかなとも思いつつ、全てここに載せられるのであれば、相談機関の整備の仕方という点でもいいのかなとも思いますが。

【山下委員】 公的な機関に相談したか、していなかったかが、統計上意味があることだとしたら、問11があったとしても、この中に虐待を入れるのはありだと思います。

【太田委員長】 項目が2つ増えるという提案をしてしまったのですが、大丈夫でしょうか。

【事務局】 虐待という言葉の意味合いとしては、児童虐待、しょうがいしゃ虐待、高齢者虐待と、法律に基づけばこの3つの分野があると思います。その辺り広く含めて虐待という言葉の意味合いということで、よろしいでしょうか。

【太田委員長】 そうなるかと思えます。ただ、オ、カ、キ、クにある人間関係というところとの重複も生じるとも思えますし、それを言うと、性被害もストーカー被害も同様かなと思います。ア、イ、ウと、オからクまでとは別立てで、行政上の措置の対象になるようなものについては、被害の有無と相談の有無を詳しく把握するという意味で、性被害、ストーカー被害、虐待としてもいいのかなと思います。タイミング的に、引き続き検討しましょうとは思わないと思うのですが、項目を増やすことで生じる問題がなさそうであれば、増やす方向で検討いただければと思います。

【事務局】 問11では、DVを受けた経験と相手にふるった経験を、それが3年以内かどうかに分けて聞いています。相手から受けたという部分は前回と同様ですが、今回は相手にふるったという部分も入れています。ふるったかもしれないという人にも、身体的暴力、精神的暴力など、その中身を見ていただいて、こういうことに心当たりがないかと読んでいただければというところです。

問11-1では、その暴力を受けたときに相談したかどうかを聞いています。問11-2も前回の説明とほぼ同じですが、遠藤委員から提案いただいた「相談するほどのことではないと思ったから」という選択肢を追加しています。

問12では、受けたと仮定したときに相談できる機関を知っているかどうかを尋ねています。

【山下委員】 問11のBですが、今までDVの加害者をたくさん見てきている中で、1とか2に丸をつける人がいるだろうかと、3のオンパレードになりそうな気がします。統計的に意義があるとしたら、被害者のほうは自分が暴力を受けたと思っているけれども、その相手方は思っていなかったと。その擦れ違いを見たいという思いはあるにしても、その相手方に聞くわけではないので、被害者から見ての加害者に聞かないから、有為な回答を得られなさそうで、このBを聞いたことによって市民の方が「ん？」みたいにならないかと思いました。

【遠藤委員】 だとしたら、暴力をふるっている現場を見たことがあるかとか。いじめられている現場を見たことがあるか、先生から体罰を受けているのを見たことがあるかみたいなアンケート項目はあります。

【山下委員】 Aは自分がされたこと、Bは自分がされてないけどほかの人がされているのを見聞き

しことがあるか。

【遠藤委員】 多分、今のBだと回答が得られない。

【太田委員長】 前回の調査では、家庭内で暴力を目撃したことがある子どものことも、把握できるような設問を設けていたと思います。今回は暴力の被害者と加害者に聞くということです。

いろいろな暴力の具体例を挙げるということで、今まで意識してなかったことについて、意識してもらう意図もあるということだったので、実際に答えが3番のオンパレードになったとしても、啓発的な意味はあると思います。AとBとで回答に乖離が出てしまった場合も、加害者側の意識というのは国立市内でもそういうことなのかと、間接的には見えてくる設問なのかなと思います。

【事務局】 「相手にふるった」は、ほかにも入れている市があつて、「受けた」に比べて「ふるった」の割合は大分少なくなっているの、そういうところを見てみたいというところです。

【太田委員長】 そういうところも含めて、今回このアからオのそれぞれの項目に、かなり具体的な例が書き込まれているのは非常に重要なことだと思いました。

【本田恒平委員】 Bは残す方向でいいかなと思います。1、2、3、1、2、3の境目が、答えていて見にくかったので、AとBの境目のラインを二重線にするとかしたら、見やすくなると思います。

【事務局】 問13は前回から引き続き聞いている用語もありますが、新しく入れた用語が多いです。ここで聞いている意図としては、「LGBT」や「SOGI」の認知度について、ほかの自治体と国立市との差を見ようというところです。国立市は例えば「アウティング」について力を入れて啓発しているので、市民の方の認知度も高いのではないかとこのところです。

あとは、例えば「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ」については、国立市でもあまり認知度が低いと思いつつ、次期計画が終わる頃に同じ調査をして、どのように推移するか分かりやすそうな設問を置いています。語句の解説はそれぞれ下に入れてあります。

問14は、回答者自身の周囲でLGBTだと知っている人がいるかどうかと、自分自身がそうであるかを聞いています。前回の意識調査では、性的指向や性自認についての設問もありましたので、そこからLGBTの方の割合を出すことができましたが、今回はそういう形にはしませんでしたので、LGBTと一くくりにして、その割合を出す形です。

問15は、条例の内容の認知度を聞いています。

問16は、パラソルの取組みの認知度を聞いています。

問17は、パラソルの利用の経験を聞いています。

【本田恒平委員】 自分自身がLGBT当事者であるか、DVを受けたことがあるかを答えさせているところからも、回答者だけが開けるという案内を表紙に入れてほしいです。ダイニングテーブルに置いていて、パートナーや子どもが見たり、DVをやっている旦那が見たり、ないよりはあったほうがいいと思います。そういう工夫を表紙にしていただけたら、少し安心なのかなと思いました。

【太田委員長】 表紙のイラストの下に、本人以外は見ないように的な注意書きを入れるとか。

【本田恒平委員】 イラストの周辺がごちゃごちゃになりますが少し強めに。

【太田委員長】 どういう表現が適切なのかすぐ思い浮かばないですが、いいアイデアはありますか。

【本田恒平委員】 書いたら書いたで、興味を持たれて読まれる可能性もあるので、一概に何とも言えないですね。

【太田委員長】 そのような状況で回答をためらう方がいた場合、表紙の裏に書いてある「答えが難しい設問」ということで、回答しないということもあり得ると思います。それでも回答してほしいと

いうのであれば、内容が保護されるような工夫が必要かと思いますが、そこまでは徹底しづらいところかなとも思います。必ず全てに答えてくださいという調査ではないので、そこは個々のケースで判断いただくというのが現実的な対応かと思います。でも、表紙に何か適切な注意書きがあって安心して回答できるのであれば、取り入れたいなとも思います。いかがでしょう。

【本田恒平委員】 インターネット回答のほうが、よりセーフティーかもしれません。「ご自身のセクシュアリティやDV経験について回答する部分もあるので、不安な方はインターネットで回答してください」というような一文をインターネット回答のところに入れておけば、最後の最後まで来て「答えたいけど答えられない設問がある」というよりは、幾分かましになるかなと思いました。

【太田委員長】 どんな文言がよろしいでしょうか。自分自身のことについて聞く設問が含まれているということが最初の段階で分かれば、「あっ」と気がついて紙には書かずに、インターネットで回答いただけるかもしれない。

ジェンダー平等に関する意見を聞きたいというだけだと、そこまで思い至らない可能性もあるので、例えば調査についての御案内の③に「ご本人が回答してください」とありますが、「あなた自身のことについてご本人が回答してください」というような書き方になると、自分自身のことについても聞かれるというのが伝わる気もしますが、少し回りくど過ぎますか。

【本田恒平委員】 多少直接的な言い方でもいいのかなと思います。

【太田委員長】 問1の最初の設問で、割と個人的なこといきなり触れていたりもするので、そこで意識していただける可能性もあるかなと思います。最後にまた、自由討論の時間を少し設けられればと思いますので、そこでよりよい案を練りたいと思います。

語句の解説も非常に簡潔にまとめていただいて、分かりやすくなっていると思います。

では事務局から女性支援新法について、説明をお願いします。

【事務局】 新法の概略と市の今後の動きについて、説明させていただきます。

令和4年5月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が、通常国会にて成立しています。施行は令和6年4月からです。

これまで、日本における女性への直接的、総合的な支援については、国による婦人保護事業として行われてきています。婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法を法的根拠として、要保護女子と呼ばれる性行または環境に照らして売春を行うおそれのある女子の、更生保護を図る事業として始まっており、法制定以来一度も抜本的な見直しがされていません。女性をめぐる課題については、多様化、複雑化、複合化しています。その中で、DV防止法、ストーカー規制法のほか、性暴力、性犯罪被害、人身取引被害、家庭関係の破綻や生活困窮など、様々な問題を抱える女性たちについても、この要保護女子の範囲を拡大することで、婦人保護事業の対象として運用されてきました。

しかし、売春防止法は要保護女子の保護更生を目的にしていますので、支援を必要とする女性のための支援という概念がありませんでした。女性が抱える困難な問題に、売春防止法を根拠とした従来の枠組みの中で対応していくことが限界になってきたため、新たな女性支援のための法的枠組みの構築が必要ということが、現場支援のところから上がってきて、議員立法にて女性支援新法の成立に至ったという経緯です。

売春防止法の第1章と第2章については、そのまま存続となります。補導処分が規定されている第3章については廃止となり、第4章の保護更生の部分を売春防止法から切り離して、新たな女性支援の枠組みを構築することになりました。

第1条では、この目的が書いてありますが、女性が女性であることによって、日常生活、社会生活で困難に直面することが多いことに鑑みて、女性支援施策により、人権の尊重と女性が安心して自立して暮らせる社会の実現に寄与することとあり、ここでジェンダーの視点が規定されています。

第2条は、困難な問題を抱えている女性の定義がなされています。

第3条は、施策を行う上での基本理念が定められています。一つは女性の意思を尊重し、抱えている問題とその背景、心身の状況に応じた最適な支援が受けられること、福祉の増進のため、発見、相談、心身の健康回復援助、自立援助等の多様な支援を、包括的に提供する体制を整備することとあります。ここで当事者中心主義という考えが表れています。2つ目は関係機関、民間団体との協働による支援により、早期から切れ目のない支援が実施されること。3つ目は、人権擁護と男女平等の実現に寄与することとあります。

第4条は、国・地方自治体の責務が示されています。公的責任での女性支援として、従来の婦人保護事業では定められていなかったのですが、市区町村の責務が新たに規定されています。

第5条では安全施策の活用について、第6条には関係機関との緊密な連携が図れるように配慮することなどが規定されています。

第7条は国の基本方針について、第8条は都道府県や市区町村の基本計画について、定められています。都道府県においては基本計画の策定が義務で、市区町村においては基本計画の策定は努力義務になっています。

第9条から第12条においては、女性相談支援の3本柱と言われている女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設についての規定がされています。

第13条は、民間団体との協働による支援について規定されています。民間団体と協働して、その自主性について尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、そこに記載されているような様々な方法で、発見、相談、その他の支援を行うこととあります。

第15条は、支援調整会議について規定されています。支援を適切かつ円滑に行うために、関係機関や民間団体などと会議を行うということが書いてあります。

現在の流れとしては、昨年から数回にわたって有識者会議が行われていて、まもなく国の基本方針が策定されることとなっていて、5月29日にその説明会が行われる予定になっています。

令和5年度には、国の基本方針を基にして、東京都が基本計画を策定することになります。市区町村の基本計画については努力義務となっていますが、国立市は基本計画を策定する方向で考えています。東京都の基本計画を踏まえた上で策定することになるかと思しますので、今後の動向を注視しながら、検討を進めていければと思っています。

国立市では、遠藤委員が代表を務めるくにたち夢ファームJ i k k aに、女性パーソナルサポート事業を委託していて、民間との協働というのは既に行っています。女性支援新法の理念でもある当事者中心主義の支援の実現のためにも、民間団体と行政のそれぞれの特徴を生かして、支援の協働について今後もさらなる検討を進めていければと思っています。

【太田委員長】 遠藤委員からも、取組みについてご紹介いただければと思います。

【遠藤委員】 女性支援新法がなぜ必要なのかということで、女性に対する支援が複雑多岐にわたっているというお話がありました。私たちも当初、DV防止法に基づいてDV被害者の支援をやると思って立ち上げたのですが、この3年間のコロナの影響もあって、想像を絶する事態になっています。女性支援新法が本当に今必要だと思っているので、その辺の実態をお話したいと思っています。

国立市は女性支援に関する4者会議をやっています。国立市市長室、パラソル、夜間・休日女性相談を委託しているメンタルケア協議会、私たちくにたち夢ファームJ i k k aと、4団体で連携しています。こちらはそこで出した資料です。

何ケースと書いてあるのは、全国の支援団体へのアンケートが来た際に答えたものです。もう一つは、J i k k aで受けている相談の年間件数です。面談、電話、メール、同行支援ということで、1人が何回も使えばそれを全部数える述べて件数です。9か月で1,183件、月100件以上です。

新規のケース数としてはそれほど多くないのですが、1人の人がしょっちゅう、いろんなことで困って相談をしてくるというのが実態です。

私たちが8年前に始めたときは、シェルターでもステップハウスでも、いかように使ってもいいという部屋を3室用意したのですが、それが今14室になっています。お金もかかることなので、空いたら解約しようと思うのですが、この8年間、解約するどころか部屋の数が必要で増えています。入居が多いときは月に4人もあつたりします。急な宿泊なんていうのもあるし、そこから退去なさる方もいるし様々ですが、毎月入居と退去が続く状況です。

私たちが何をしているのか見える化しようと思い、記載しています。面談、電話、メールと相談の形態、同行支援、宿泊、そして希死念慮のある方もいるので安否確認というのものもあるし、ケース会議とか、シェアハウスに人と一緒にいるのが嫌だから部屋から移りたいという人を移動させるとか、部屋を借りるときに内見をすとか、いろんな打合せをすとか、見学者の対応も多く、取材も多い。それから、ダイアログという利用者さんがピアカウンセリングのように交流する場をつくるとか、手紙の応答があるとか、あとアウトリーチで食事を届けたりすることをやっていたり、家計管理もすると。そんなことをやっているということで、裏のほうに整理したケース数が入っています。

上から順番にいきますと、いろいろなトラブル（犯罪や生活困窮、借金、疾病や障害、家族の問題など）への対処、助言などの支援をしたのが17ケースですね。

避難後の自立生活支援が26ケース。自立生活支援って抽象的なので、具体的な中身がほかのところにも上がっています。公的な支援というのは、特にDVの場合には、避難させることはできるけれどもその先がないわけです。切れ目ない支援と言われているけど、実際にそういうシステムはないので、そういうものがある自治体や地域に移った人はいいいけど、そういうものがない人たちは放り出されるわけです。そういう意味では、この自立生活支援というのは絶対に必要だけれども、なかなかないというのが実態です。それを私たちはすごく力を入れるので、26ケースと一番多くなっています。

それから警察への相談、同行、通報。24時間365日動いているのは警察だけなので、何かあつたときにはもう警察です。避難してきた人たちも、DVの場合は必ず、立川警察署へ私たちが同行して行って、支援の申出をして、何かあつたらすぐ来てくださいと。ご本人の電話番号を登録したり、ご家族も危ない場合はご家族の電話番号を登録したりします。住民票を移さなければいけないと知らない人は移してしまうのですが、それだとすぐ見られて場所を探されてしまって危ないので、警察や婦人相談センターに同行して、住民票非開示支援措置を受けて、本人以外は住民票が見られないようにしてもらいます。

それから、福祉事務所の紹介。同行はもちろんあつて、生活保護の申請が一番多いのですが、それだけではなくて、しょうがいのある人は障害者手帳の住民票を変更すとか。健康保険で例えば夫の社会保険に入っていた人は、その社会保険で居場所が分かってしまつたりする。病院に行くと、例えばその病院が国立市だと分かると、国立市にいるということが分かるので、分からないように、住民

票がなくても健康保険、国民保険に自分で入れるということもあります。そういう知識もご本人はないので説明して、一緒に市役所や福祉事務所に行き手続きをします。

離婚に向けた相談や、離婚、別居後のトラブルへの対処。これもご本人は取りあえず怖いから逃げてくるけど、離婚しようか、どうしようかって、とても迷います。子どももいるし、お金もないし。そんな場合にどんなふうに離婚したほうがいいのか、そうではなくて別居で婚姻費用をもらったほうがいいのかとか、そういう相談もたくさんあります。そういう相談を受けて、必要があれば法律相談につなぐ。うちに顧問弁護士が1人いて、初回の相談は無料でもらえるのでそこに行って、継続して弁護士を依頼しなければいけないときは、法テラスを使って弁護士相談を継続的にしています。

保護命令は出したことないです。

それから心理カウンセリングや医療支援。これは中絶や避妊も含むと書いてありますが、年間で13ケースです。知的しょうがいのある方は、避妊がすごく難しいです。避妊してきた方に、避妊はちゃんとしてくださいと。普通、母子家庭や避妊してきた人だから、男性とそういう関係はつくらないだろうと思われるかもしれませんが、そんなことはないです。寂しくなると、SNSで男性と出会って、お付き合いするというのはよくある話です。なので、やってはいけないのではなくて、そうなることを前提に、ちゃんとコンドームの使い方を知っていますね、ちゃんとセックスするときにはコンドームを使って避妊してくださいねという話を、かなり露骨ですが必ずします。私たちはあなたが出産するのを反対もしないけれど、いろんな困難があるので、男性と交際するのはいいけれども、ちゃんと避妊はしてくださいねと。そう言っても妊娠する場合もあります。そのときどうするかということもありますが、心理的なサポートも含めて、医療支援などもします。

実際にお子さんがいる方は、出産や育児の支援があります。

あと児童虐待などで児童相談所への通告や、子どもに関わる機関との連携。お子さんがいる女性はいろんな問題が起きるので、お母さんだけの支援では済まない。その場合には、市役所を通してケース会議を開いてもらって、子ども家庭支援センターとか、児童相談所とか、保育園とか、様々な諸機関と連携して支援をします。

あと、仕事をどうするかということの相談もあるし、職場でのパワハラとかセクハラの相談もあるし、ストーカーで職場の男性が付きまとって怖いから逃げられないかという相談もあります。

就学・通学支援。これはそんなにはないですが、お子さんがいるときに、お子さんが学校に行けない、不登校だということもあったりすると、学校の先生とお話しする場合があります。

多いのは住宅支援です。先程申し上げましたが、13ケースというのは、入居したり退去したり、移動したり、いろいろします。やはり今、女性たちが居場所を失っていて、家を出たいという人はたくさんいます。今日も2つぐらい電話がかかってきました。新潟からかかってきて、今から家を出たいと言うから、待ってください、状況を聞かないと、と言って。国立市だけでなくいろんなところから、住むところがない、居場所がないというのが、とても多いです。

失業給付、職業訓練、求職活動。ハローワークでやるようなことではないですが、失業給付をどうやったらもらえるとか、仕事どうしようとか、そういう相談はあります。

ハラスメントというのはあまりないですが、たまに、職場で男性からハラスメントを受けたとか。

外国籍や日本語が話せない人に対するの必要な支援。これも多くないですが、年に数件あります。

その他というのは、結構多いのですが項目になかったので、関連機関とのケース会議と書きました。女性支援新法でも言われていたように、当事者中心主義と官民との連携と言ったとき、一番大事なの

は関連機関が集まって、民間、公的機関を問わず、当事者を中心にして、きちんとした情報交換と支援方針を検討するためのケース会議というのは、一番大事です。私たち単独で支援なんてできませんので、これは9ケースとなっていますが、多いです。

ざっと見ていただくと分かるように、一番多いのは自立生活支援。これは総合的な支援なので26ケースとなっていますが、多いのがカウンセリング、住宅の支援、同行、それとケース会議。

私たちは国立市から女性パーソナルサポート事業の委託を受けていて、今お話ししたような支援を行っています。行政と民間が協働して一つ一つのケースを共有しながら支援していくというのは、なかなかないと思います。私たちがNPO法人を立ち上げたときに、研究会も一緒にやっていて、既にある程度のイメージが共有されていたというのもあって、当事者を中心にしてどんな支援が必要なのかということで、パーソナルサポート事業を組み立てていきました。そういう意味では、女性支援新法を先取りした取組みになっていると思います。そういう理解が行政の側にもあり、実際にいろいろなケースを共有する中で、それが必要だねということがあって、この支援が成り立っています。

ただ、当初私たちが考えていた年間予算というのは、そんなに人手が要らなかったもので、相談員がいて、ある程度お世話できる人がいればいいというので、あまり考えていなかったのですが、どんどん人が増え、部屋が増え、事務は増え、すごくお金が必要になって、去年は結局、家賃として私たちが払ったのが年間800万円です。14室設けるということは、そのぐらいかかります。それと人件費なので。その800万円が収入として入るわけではなくて、うちが取りあえず借りて家賃を先払いして、入った人から回収していくという形なので、それだけのお金が動く。年間2,000万ぐらいのお金を動かしています。

このお金がないと動かないという実態がある中で、なかなか委託費だけではできないので、あちこちの助成金を頑張って申請して頂いて、年間予算の半分ぐらいを助成金で賄います。国立市だけではとてもできないし、実態としても他市の方がとても多いわけです。ネットで引くと出てくるので、ご本人が直接いらっしゃる場合もありますが、いろんな行政から案内される。いろいろ当たったけど、引受けどころがない、お願いできませんかと言ってこられると、うちは部屋さえ空いていればどうぞと、本当に困っているということであれば受け入れていくので、国立市の人ではないから駄目とか、東京ではないから駄目とか言わないので来ます。

できる限り受け入れていくとなると、これだけの部屋数があつて、その支援をするには人数もいて、お金もかかると。そういう意味で、広域でやらないといけない。特にDVの場合は、夫がストーカーみたいに付きまとってきて遠くに行きたいと、遠くから来る人もいる。そうすると、広域の連携が必要なのです。国が女性支援新法の中で広域連携というのを位置づけて予算化して、その自治体の人でない人が行ったときも、支援がしっかりできるように制度化してもらわないと、集中して困ると。国立市の女性で生活保護を受けている大半がJ i k k aの利用者だという話にもなりかねない。

国立市に行けば全部やってくれる、国立に行きなさい、J i k k a行きなさいみたいに言われて来る人が、時々いるのです。できれば受け入れたいけれども、ちょっと待ってくださいと。行政のケースワーカーさんなんか、苦労して探されて来るのかもしれないですが、あなたのところでできることはないのですかと。

利用者さんにも、役所に行きましたか、女性センター行きましたか、そこでどう言われましたかと聞きます。行っていないと言ったら、ぜひ一度行ってみてくださいと。行ったのだけれど、こんなひどいことを言われたと。具体的に何をどういうふうに言われたか丁寧に聞いていくと、何しに来たの

と言われただけで嫌になって、帰ってきたというケースもあるわけです。そこで頑張ると励まして、そう言われたらこう言えばいい、それでも駄目だったらまた電話してと言って、チャレンジしてもらうわけです。

最初は、どうぞと言って受け入れていましたが、もう切りがない。国立市がやらなくても、その人が住んでいた自治体でやってもらっていいはずのことが、全部丸投げされてくるのです。こんな小さなNPO法人が、よその行政が全部丸投げしてくることを受け止めて解決する力はないし、そもそもそれはおかしいと思うので、ここ1~2年は投げ返すようにしています。

全国どこでも同じ支援が受けられなければいけないはずが、そうになっていないのです。地方だと、いまだに殴られたのでなければ保護しませんと言う。東京では、モラハラで精神疾患になって具合が悪い、とてもいられないという人を婦人相談所が保護してくれますが、地方だと、けがもしてないし、我慢すればいられると追い返す相談所も多いです。女性支援法もそうならないように、行政と民間がうまく協働して、当事者の人権を保障できる支援をやっていかないといけないと思います。来年が初めての年なので、ここで何ができるかというのはすごく大きなことになると思いますし、どういう計画を国立市が立てるかというのが、すごく注目されていると思います。

この前シンポジウムをやったら、いろんな自治体の相談員さんやケースワーカーさん、厚労省の方など、関係の方たちが興味を持って注目して見ていらっしゃるので、ぜひ一つのモデルになるような形を、この機会に一緒につくっていったらと思います。

【太田委員長】 今年の夏以降には次期計画について、ここで議論をすることにもなっていますが、女性支援新法についてはそこにも関わる内容だと考えてよろしいでしょうか。

【事務局】 女性支援新法の国立市の計画は、第6次計画とは別につくっていくことを考えています。こういった法律が新たにできて、ジェンダーの領域とも密接に関わる部分ですので、横目に置いていただきながら、こういう取組みがあるということを知っていただきたいということで、今回議題に上げさせていただきました。

【太田委員長】 遠藤委員にご紹介いただいた取組み、支援の実態というのを踏まえて、男女平等・男女共同参画推進計画の最終評価あるいは改定をしていくことになると思います。

【山下委員】 今のお話を聞きながら、すごいなと思いました。どうしてJ i k k aさんと国立市が、ここまで信頼関係と協力関係ができていて、ほかだとそうではないのでしょうか。私もDVの案件をいっぱいやっていて、特定の自治体からいっぱい来ます。避難の関係で他の自治体に移管される。行った先は全然違って孤立してしまう。この新法によって広域連携などが前に進むといいなと思いつつ、例えば児童虐待のほうも、要対協とか他機関連携をやると条文には書いてあるけど、うまくいく地域と、形だけ集まっているとか、関係機関同士が円滑になっていないところもあります。法律ができて、うまくいってない地域とか関係機関同士では時間かかっていくだろうと思いつつ、国立市のこの関係性で、全国どこでも同じ支援を受けられるようにするのが一番のポイントだと思うのですが、コツとかポイントはあるのでしょうか。シェルターネットの方も行政機関とうまくいかないと、この前もお話を伺ったばかりなので。

【遠藤委員】 DVの被害者支援をしている民間団体はとても閉鎖的です。なぜかというと、DVや虐待は危険がある。加害者の追求があるから、隠さないといけない。隠して逃がすことが肝なのです。私もそう思ってシェルターをつくりました。隠して逃がすということは、急性期は必要なんだけど、先がないと、また戻ったり、具合が悪くなったり、そこで虐待が起こったりする。だから、中長期的

な支援をやっていくときに、隠して逃がすという方法は非常によくない。

それに、支援者が増えていきません。心ある特別なスキルを持った人たちが集まって、閉鎖的にやっていたって、周りは何をやっているのかよく分からない。自分たちがやることではなくて、そういう人たちがやることと特別視されていったら、孤立していく。支援団体自体が孤立していくのです。そういう人たちのネットワークはあるけど、地域の中で市民権を得ていけないといけないのに、そういう動きをしている団体はあまりないと思います。

私たちはよく取材があってテレビにも出ていますが、DVの被害者支援しているところは取材をほとんど受けません。私は、取材というのは単に知らせるだけではなくて、当事者たちは元気ですという道具として使いたくて記者を使うのです。その代わり、こういうことを守って、こういうことは聞いて、これは聞かないでと。人に自分のことを話して分かってもらうのはすごく大事なことなので、隠すことでなくて、あなたは悪くないのだから、ひどい目に遭って、私は許せないって言うといいのだと言う。

DVや虐待のイメージは、暗くてつらくてかわいそうで大変な人たちで、守ってあげないといけない人みたいに言うけど、私は決してそう思わない。DV被害者は、そんな目に遭っても生き延びてきたサバイバーだから、あなたは元気な人だよと言う。報道も全部使っていくのです。

そういう支援は今まであまりないのです。それは行政に対してもそう。自治体の相談員だったとき、ある民間団体が相談業務の委託を受けていて、相談シートをその団体が持ち帰るのです。でもそれは市の情報でしょうと。市が窓口を開いて、市の相談室に委託されて、相談員が行っているだけであって、そこに相談に来た人はその市民だし、その市民の情報は本人と市の情報です。何で民間団体が持っていくのかと。同じ人が継続して来るのに、その人がどういう相談をしていたか相談シートがない。これはおかしい。カウンセリングや相談は個人情報だし、守秘義務があるから聞いた人がほかには渡せない。市でやっている相談が、何でその民間団体の情報になるのかなと、すごく思った。

こういうおかしいことが、当時は起こっていたのです。相談を受けた相談員と市が連携して支援していかないと、本当の支援業務はできない。当事者中心主義というのは、その当事者を隠して守ることではなくて、その人が抱えている困難な問題を関係者が共有し、みんなでその人を守っていくという体制をつくって、その人が隠れたり逃げたり恥ずかしいとか思わないで堂々と地域の中で生きていく体制を、どうやってつくるのが大事なことで、ずっと言っています。

だから行政にも隠しません。本人にも、私たちは国立市と一緒にやっているから、あなたの情報は共有しますと。嫌だと言う人はしませんが。児童虐待防止法では、要対協はそれをやれますよね。あそこは本人の同意がなくてもできる。支援調整会議というのがそれで、本人の同意なしでも必要性があれば関係機関と情報を共有できるというのがないと、本人の情報だから秘密にしないとけないのは、すごくナンセンスだと思うのです。本人の情報だけど、起きていることはその人のことではなくて、それを取り巻くいろんな状況だったり事件だったりするわけだから、そういうものとして共有しておかないと助けられない。

そういう考え方で民間団体がやっていって、開くべきところは開く、だけど危険なところは徹底して秘密にして、その人の動きは誰にも絶対に言わない。逆に危険なのは、本人が言うてしまうことが一番多いのです。寂しくて夫のところへ電話して、ここにいるから迎えに来てと、本人が言うのです。ここは私の大事な場所だから守らないと、誰にも言えないと本人が思えば、人には言わないですよね。

そういう意味で、本人が元気になることが一番の安全の担保なので、開かれた場所で開かれた人た

ちと心を開いて暮らしていくことが何より大事で、私たちはそういうコンセプトでやっています。だからいろんな人とつながるし、この機会に民間団体はぜひそうなってほしいと思います。

行政もまた、危ないといってプレッシャーかけてきます。私たちも言われました。遠藤さん、あんなガラス張りで大丈夫ですかとか、監視カメラはないのですかとよく言われたけど、そんなもの要りません。私も最初は怖かったけど、それは違うなと思ってやってみて、それが正解だったと思います。開いていくことはすごく大事で、開かれた場所で、地域の中で、みんな一緒だねといって暮らしていくことが、何より手っ取り早い自立の道だと思っています。

それを国立市も受け入れてくれる。ほかの自治体は多分駄目だと言うと思う。そんな恐ろしいことできませんと言う自治体はあると思います。そこは国立市の度量だし、国立市はしょうがいしゃが地域でたくさん暮らしてきて、当事者中心主義が根づいているので、その考え方を行政が持っている。そういうスタンスで民間と協働するというのが、市の側には歴史として蓄積してできていると思います。

【事務局】 当初は市としても、遠藤委員たちに対して、危ないのではないかと言っていました。被害者を安全な場所に避難させるというのが、全国共通のセオリーです。隠すのではないと、遠藤委員がおっしゃった考え方に対して、市としても本当にそれで大丈夫なのかというところからスタートして、遠藤委員とも話し合いを重ねてきました。

J i k k a さんの実践を目の当たりにして、こういう支援もあるのだと、こういう支援によって救われる女性もいるのだと分かってきました。市としては、従来のセオリーの考えも持ちつつ、こういう支援が必要な方もいるというところに立っています。

いろいろな制限があって、本当のセーフティーネットは公ではなかなかできない。そこを支えていただける民間の皆さんがいて初めて成立すると思っています。新法での民間団体との連携というのは、遠藤委員たちの支援を一つのモデルとして、東京都や国に対して伝えていきたいと思っています。

【太田委員長】 本日お聞きできなかったことも含めて、女性支援新法についてここでお話を伺える機会があればと思います。

最後に、次回以降の進め方について事務局からお願いします。

【事務局】 次回は4月28日金曜日の5時から、委員会室で行います。最終評価の取りまとめと、健康まちづくり戦略室へのヒアリングを予定しています。

市民意識調査の設問については、先ほどいただいたご意見を踏まえて事務局のほうで修正して、メールでお送りして見ていただき、追加でご意見をいただく形をお願いします。

【太田委員長】 これで第8回男女平等推進市民委員会を終わります。ありがとうございました。

— 了 —